

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社 の土地処理に関する調査特別委員会	会議場所 全員協議会室	
			担当職員 阿久根由美子	
日 時	平成24年7月30日(月曜日)		開 議 午前 10 時 00 分	
			閉 議 午前 11 時 13 分	
出席委員	西村 ○立花 山本 福井 齊藤 馬場 吉田 西口 酒井 並河 湊 小島 ＜木曾議長 明田副議長＞			
執行機関出席者				
事務局出席者		今西局長、藤村次長、阿久根係長、三宅主任、八木主任		
傍聴者	市民 名	報道 2 名	執行機関1名	議員 名()

会 議 の 概 要

1 開議

<西村委員長>

おはようございます。

ただいまから、亀岡市土地開発公社及び財団法人亀岡市住宅公社の土地処理に関する調査特別委員会、第 11 回目となりますが、開議をいたします。御参集御苦労さんでございませう。

それではまず、事務局から日程の説明を願ひませう。

<事務局長>

皆さん、おはようございます。お疲れさまでございませう。

本日お世話になります委員会の日程でございませうが、まず初めに前回の委員会のときに一つ残っております、J A に対する質問についての回答につきまして、事務局から御説明を申し上げます。

その後、報告書、既にお手元に配付されているかと思いますが、事務局で作成いたしましたこの特別委員会のまとめと申ひませうが、調査報告書につきまして御検討をいたしたいということにございませう。

そして、その他については次回の委員会に必要な応じまして決定をいたしたいということにございませう。

以上でございませう。

<西村委員長>

それでは、そのような日程で進めてまいりませう。

まず、それでは前回の会議で残っておりまして J A に対する質問について、事務局から説明願ひませう。

<事務局係長>

失礼しませう。

前回の委員会で、J A さんに文書で質問をするということになっておりましてので、事務局で用意をして文書質問をさせていただきました。

7 月 12 日ですけれども、京都農業協同組合亀岡中央支店長様あてで文書を出しております。亀岡中央支店へ行きまして手渡しで渡してまいりました。

その文書の質問の内容ですけれども、土地開発公社提出の平成 19 年 3 月 31 日現在の残高証明、これは 6 億何がして、5 億の入っていない残高証明でしたけれども、これにつきまして発行されたのは事実でしょうかというお尋ね、それから発行された場合

にはどのような経緯で発行されたのでしょうかというお尋ね、そして発行されていない場合にはどのような金額、残高証明書を発行されたのでしょうかという御質問、三つの質問を文書でさせていただきました。その文書をお受け取りいただきまして、J Aさんでお調べをいただきました。

結果でございますけれども、7月23日お電話で、前中央支店長さんから回答がございました。「7月12日に文書を受け取って以降、組合の中で調査を行いました。けれども、以前話した以上のことはわからない。」という返事でございます。

振り返りますと、控えが合計額、11億何がしで残っているということで、私が電話で聞いたものでございました。J Aさんからは当時の担当者に聞いたけれどもわからないという回答でした。

今回文書でもお聞きをしましたが、それ以上のことはわからないというお返事でございます。以上でございます。

<西村委員長>

事務局から報告しました。これについて御意見、または質疑がありましたらお受けをしたいと思います。

<吉田委員>

真っ当な金融機関とは思えないお返事でしたけれども。あとは報告のなかでどう言うかでしょうね。100条（調査）でもないので出頭しろというわけにもいかんし、どうもならんで、それを報告書の中でこんな答えが返ってきましたということをどう報告していくのかしかもうないんですよね。事務局、何かしやうがありますでしょうか。わからないっていう答えが返ってきたんでできることがあるんやったらそれでいいですが、ないんやったらもう報告書の中で書かなしゃあないんで。まともな金融機関じゃない。

<事務局長>

回答がこうなんで、それ以上のことはおっしゃるとおりできないという具合に思いますが、ただ、後でまた御検討いただきますけれども、その中に入っていたかどうか、多分入ってなかったと思いますが、事実経過等がございますので、その中に書き込むということは、当然文書質問をし、それに対する回答がこうだったということは書けるということにはなります。

<馬場委員>

事務局長の発言のように、今、説明いただいたやつを克明に報告書に入れていただくというのが一番事実に合わせてと思いますので、だからだれの目から見ても、今、吉田委員が言われたように、まともな機関ではないなという、それが今の報告を聞けばはっきりしていますので、入れていただきたいと。以上です。

<西口委員>

今、馬場委員もおっしゃったように、事務局が調査をした結果、そういう返事、回答があったという事実を、やっぱりそのまま報告書の中に、事実のままを取り入れていただくということで結構かと思います。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、この件に関してはこれまでといたします。

次に、調査に関してはこれで一応終了したということを確認をさせていただきたいんですが、それでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、確認をいただきました。これで調査のほうは終了ということにいたします。

次に、この報告書の中身を御検討いただくんですけれども、それに先立ちまして、告発について御意見を賜りたいというふうに思います。

当委員会としての告発に関する考え方をお聞きいたしたいと思います。

[「最後に。」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そのような御意見があります。そしたら、この報告書の協議が済んで、後でどうするということを確認するというところでよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたらそのような形にさせていただきます。

それでは、報告書について、26日にはもう皆さんのお手元で御確認をいただいて、本日出席をいただいておりますけれども、その中身について入ってもらいたいというふうに思います。

まず、1番目の特別委員会設置の経緯、1ページ、2ページとございます。もうそれぞれ熟読をいただいたという中での進行をさせていただきますので、この第1項、特別委員会の設置の経緯について、何か御意見ございませんか。

<馬場委員>

非常によくできた中身だと思うんですけれども、全体的な骨格がね。ただ、こういう表現にしたほうがいいんじゃないかなという感じがありますので、私の意見だけ申し上げます。

特別委員会設置の経緯(1)端緒というところで、平成23年とありますが、定例会で行われたというのは、定例会において、吉田千尋議員の一般質問、これは日にちを特定したらいいと思いますので、(12月13日)というふうに具体的に入れたほうがいいと思います。

それからこれは別に入れても入れなくてもいいんですが、真ん中のところで吉田議員はこの不明朗な土地処理に関して、同質問で議長に対して百条調査特別委員会の設置を求めたんです。それと、議長は後日の議会運営委員会において検討することを表明したというふうなことです。そういう内容が含まれている、これはもう別に文書に入れる必要はないと思いますが、そういうふうにされたらどうかなと思っています。

それから、その下の平成23年12月14日の全員協議会ですが、亀岡市がその調査を行っておりというふうな語感、何か調査がもう完了したみたいな感じに受け取れるので。そうでもなかったような感じがしますので、行い、というふうな現在進行形にしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

<西村委員長>

ほかに、お気づきの点、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そうしましたら、ただいま馬場委員から指摘がありました点については、また正副委員長で精査をし、そのような中身に変えていくということで御了承をお願いいたし

ます。

それでは次に、3 ページ。

<馬場委員>

(3)は一言だけなんですけどね。特別委員会設置のところなんですけど、非常に専門的なことが入ってますので、一番下から5 段目から読みますが、議決の結果は百条調査委員会設置決議案を否決、第 98 条検閲検査権を付した調査特別委員会設置決議案が可決というふうに一般的に書いてますが、全会一致で可決されたというふうにしていただくほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

<西村委員長>

そのように修正をしてよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたらそのように修正をいたします。

次に、特別委員会の実施状況、3 ページでございます。

これも時系列で、5 ページまでにわたって書いておりますが、この中身について御意見を賜りたいと思います。よろしゅうございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、これはこのままということにいたします。

<小島委員>

ささいなことなんですけど、第 2 回の提出書類、17 から 20 年度決算書の次、J A 京都預金とありますが、貯金なんです、J A は。それは本当にささいなことなんで。恐らく今までの資料の中では貯金通帳となってるはずなんで。これ以降にも、もし J A 預金となっていたら修正願います。

<西村委員長>

それにつきましては、事務局で名称を確認して、正しいほうに修正をするということにさせていただきます。

次に、6 ページ、事実経過でございます。

6 ページ、7 ページの 2 ページにわたっておりますが、御確認をいただきたいというふうに思います。ご意見ございませんか。

<吉田委員>

ここで言うべきか、それはわからないんですけども、監査執行のところ金融機関提出の残高証明書、ここに入るんですかね、あとの問題の所在のところで出てくるのでそこで書いてあるのか、ちょっとわからないんですけど。7 ページの 監査執行、金融機関提出の残高証明書に借入金は反映されていない、のところに、先ほどの J A のやつを入れるのか、問題の所在のところで大きく問題にさせていただくのか、どちらかかなと思うんですけど、そのあたり、ちょっとお聞きしたいのと、もう一つ、6 ページの ですけども、住宅公社から土地開発公社に売買による所有権移転登記が行われる、事実として所有権移転はないわけですから、その事実を書いていたきたいなと。そうでなければ、 の合意解除による所有権抹消登記がすごく真っ当な取引に思えてしまうのでね。所有権移転はない。 で、ないのに合意解除をしたと。問題がわかるようにしていただきたいなと思います。

<西村委員長>

今の のところはそのとおりやというふうに思いますので、そのように修正をした

いと思いますが、事務局、考えがございしますか。

<事務局係長>

ただいまの御意見ですけれども、ここでは事実の経過を述べるというふうにしておりますので、事実としては売買による所有権登記が行われたという事実を書くということとどめておいたのですが。ここはここで、このように整理をしておいて、問題の所在で、実体のないところであったというふうに述べる構成にしておりますが、いかがでしょうか。

<西村委員長>

それでよろしいですか、吉田委員。

<吉田委員>

いいんちゃいますか。

<馬場委員>

あえて変えるとしたら、売買のところを括弧でとじて、かぎ括弧でやったら、その問題が、問題あるんだというふうな指摘になるかと思うんですが。

<西村委員長>

それでは、馬場委員の意見に関しては、より効果のあるような形で修正をします。

<吉田委員>

のところ、ここは合意解除による所有権抹消登記なんですけどね、所有権移転、売買が行われていないのに合意解除したように書いていただいたらありがたいなと思います。合意解除したのは事実ですが、何も意味がわからへんので、これだけやったら。売買してないのに合意解除したわけですから。

<西村委員長>

そのような形で表現させていただいてよろしいですか。

<事務局長>

そのところは8ページののところ、読みますと、平成20年3月31日、当該土地所有権を土地開発公社から住宅公社に戻した登記に際し、登記原因情報を売買契約の合意解除としたことは、平成18年の登記を不実のものとして行われた行為であるというようなところで読み取っていくわけにはいきませんか。

<吉田委員>

わかりやすく書いてほしいな。

8ページのほうの表現も多少変えたいところがあるので、それは後ほど言わせていただきますが、事実経過のところで、何が、どこが問題なのかというのは大きく二つですから。平成18年度と20年度の2回が問題なわけで、18年のほうは所有権移転を伴わない、要するに実体がない所有権移転登記が行われたということは一つの問題であって、平成20年3月31日のほうは、ないはずの契約を合意解除をした形にして登記を戻したという問題があるわけで、両方ともわかりやすく書いていただけたらなと思うんですが。20年度のほうは、ないはずの契約を合意解除したということです。

<事務局長>

では、登記原因を売買、登記原因を合意解除というふうな表現でよろしいでしょうか。

<吉田委員>

そんなんしてわかるかどうか。

<事務局長>

だから、ここは登記について言うてるわけですから。

<吉田委員>

その登記がそうなることが問題なので、何で問題かという、実体が違うから問題なわけで、事実、現実はどうだったのかということを書かないと、わかりにくいなというのがあるので、現実はこうで、登記原因はこうですよと書いていただいても結構ですし、それは載せていただきたいなと思います。

<西村委員長>

そのような整理でよろしいですか。

<事務局長>

よろしいです。

<西村委員長>

では、そのような整理をさせていただきます。

<酒井委員>

これは事実経過のところで書いたほうがいいのか、問題の所在のところではっきりさせたほうがいいのか、ちょっとわからないんですけども、今回の土地処理問題が二つのパートに分かれているということは、はっきりわかりやすく書いてほしいなと思っています。

まずは5億円の融資を引き出すために、加茂元理事が独断でやったとされている部分と、それから市長もかかわってその後の隠ぺいをするために行われた部分、二つあるということがはっきりわかるようにしていただきたいと思います。

<西村委員長>

それは、後で。

<酒井委員>

はい、後でいいです。

<西村委員長>

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、3事実経過についてはこの程度といたします。

次に、問題の所在、8ページでございます。

まず、違法行為として、
、三つが上がっております。

まず、行為の
、登記の不実記載について、一つずつ区切って確認をいただきますので、
について御意見を賜りたいと思います。

<吉田委員>

これ、公正証書原本不実記載等でしたかね。電磁的何とかみたいな、そんな名前なかったですか。

それと、時効、5年たったらもう成立してるか、してへんかぐらい、書いたほうがいいかなと。

<事務局長>

電磁的記載のところですか、それは161条の2ですね。電磁的記録不正作出及び供与。違うやつですか。公正証書、その中でありますね。157条の1項ですね。

今、第157条を読み上げますと、これ見出しが公正証書原本不実記載等となっております。第1項が公務員に対し虚偽の申し立てをして、登記簿、登記戸籍簿、その他の権利もしくは義務に関する公正証書の原本に不実の記載をさせ、または権利もしくは義務に関する公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせたものは、5年間の懲役または50万円以下の罰金に処するというのがこの本文であります。

< 吉田委員 >

これで結構です。

< 西村委員長 >

それから、時効等成立の有無というふうに言われましたね。それはどうですか。皆さん、記載しておいたほうがいいと思われませんか。

< 酒井委員 >

この5年というのだけじゃなくて、全部合わせて一覧にして、どれが公訴時効が成立してないのかというのをわかりやすく表にでもしたらどうでしょうか。

< 西村委員長 >

手持ちの資料としてはそれでもいいかもしれませんが、報告書ですので、1項目ずつ記述をしていったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうでございますか。

< 酒井委員 >

報告書はわかりやすくしたほうがいいと思うんですけど。

< 西口委員 >

わかりやすい文面で報告書を記載していただいたらどうかと思います。

< 西村委員長 >

よろしいですか。そしたら、表現の方法につきましては、こちら正副委員長に一任いただきます。

時効は成立を記載していくという形で。

< 吉田委員 >

それを書くということであればですが、 の登記の不実記載のこの行為が行われた日ですね。18年12月25日という日を書いた上で、公訴時効5年ということで成立済みというような形にしていただけたら、わかりやすいと思います。

< 西村委員長 >

そのとおりやというふうに思います。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

< 西村委員長 >

それでは に関してはこの程度として、 虚偽文書の作成について、お目通しを願ひ、御意見を賜りたいと思います。

< 馬場委員 >

法律なんで、正確にしといたほうがいいと思うんです。私の記憶では、公有地の拡大の推進に関する法律というのが正式な名称だったと思うので、土地開発公社は公拡法（公有地の拡大の推進に関する法律）により、その次の実質的には指導監督のもとにありというのは、その後の文章で全部言ってるので、このセンテンスは要らないんじゃないかなと思うんですが、実質的には設立地方公共団体の強い指導監督のもとにありって、あんまり指導監督してない面があるから、抜かして、結局、全国で起こってる事件というのはそういうことなんですよ。指導監督ができていないような状況が各所で起こってるので、ここは外したらどうかなと思います。

< 西村委員長 >

今の意見について、どのように取り扱いをさせていただきますでしょうか。そのような扱いでよろしいですか。

< 吉田委員 >

後半なんですけど、この行為については平成20年の問題という後段ですが、この行

為については、便法としたのであれば虚偽性が薄いとの見解もあるがという、その便法の意味がわからないので、どういことでしょうか。御説明をしていただけたらなと思います。基本的に、一般的に見たら、ばれへんようにとしか思えへんのやけれども。

< 事務局長 >

これはたしか弁護士さんに見解を求めたときに、ファーストオピニオンだったと思いますが、その中で、これは是正するにして、そのときに便法として合意解除したというような、たしか表現があったかというふうにと思いますが、そこを借用させていただいたところで、要は不正常な状態を正常なものに戻すことの便法ということで用いたら、評価としては違法性が薄いのではないかというような意味だったという具合に思っております。それをそのまま用いさせていただいたところであります。

< 吉田委員 >

松枝先生ですね。法律に詳しくない弁護士さんのほうなので、この方の文言とってこなくてもいいと思うので、外していただいたら。虚偽性が薄いとの見解もあるがというところをまるまる削っていただいて。だって、あの先生の言うこと聞いても仕方がないでしょう。

< 事務局長 >

そこはセカンドオピニオンにおいても、ぎりぎりの難しいところであるという見解ですので、必ずしも松枝先生が法律に詳しくないということではなくて、そういう見解もセカンドオピニオンによっては肯定されているということです。やってみなわからんということなので。

< 吉田委員 >

つぎに該当するみたいなところを明言しなくてもいいんですが、要するに虚偽公文書作成等の罪に該当する可能性も十分にあるという言い方だけにしておいて、その便法とするのであれば虚偽性が薄いとの見解は書かなくてもいいんじゃないかなと。セカンドオピニオンまでやったんですから。セカンドの先生はぎりぎり、やってみんとわからんということなので、可能性が強いのか高いか、あるかぐらいにさせていただいて、前半の部分は取り入れるというのは、私は納得ができない。あの先生は信用していませんので、私は。

< 西口委員 >

裁判でも弁護士の見解というのはいろいろ個々にいろんな考え方もあって、見解の相違というのはあるので、最初にこの調査をしたときには、最初の弁護士はそういう見解であるということで、セカンドオピニオンはまた違う見解を示したということであるので、ありのままのこの委員会で調査した結果をそのまま残す、書き込むというふうな、この判断でいいのではないかと思います。

< 吉田委員 >

そしたらその見解を述べた弁護士さんの名前を書いていただいて、すべて経緯を書いていただきたいのですけれども、違った判例が出てきて、弁護士さんが勘違いをしていましたと言われたので、セカンドオピニオンを求めたらこういう意見でしたということまで書いていただければ結構です。松枝弁護士は間違えましたとおっしゃったんですから。勘違いをしておりましたと。勘違い。間違えましたでしょう。勘違い。なのでセカンドオピニオンを求めにいったわけですから、その経緯を全部書いてくださるんだったら、松枝弁護士によればこういう見解もあると書いていただいても結構です。

< 事務局次長 >

松枝弁護士さんが、ちょっと勘違いをしておりましたとおっしゃったのは、土地開発公社の文書が公文書になるということになっていて。全体的ですか。

<西口委員>

吉田委員の見解でありますので、これはやっぱり個々の見解として受けとめて、この委員会としてどうするかということになりますので、あった事実をそのまま書き上げたらいいと思います。

<吉田委員>

そしたら間違った判例が出てきて、弁護士の見解に疑義が生じたのでと。市の顧問弁護士の見解に疑義が生じたのでセカンドオピニオンを求めたという経緯も書いていただいたら結構です。

<西口委員>

事実はそのままで結構かと思います。

<事務局長>

本質的なところは、要は調査の報告書ですので、そこらあたりはいろいろ見解あると思うんですが、のであれば、吉田委員のおっしゃるとおり訂正しても、別にここは言わんとするところは何ら差しさわりのないとは思いますが。

<吉田委員>

全部書いていただいて結構ですが、私は。

<事務局長>

全部書くと大変というか、膨大なことになりますので、果たして調査報告書の体をなすかどうかという問題が出てまいりますので。

<西村委員長>

私もそのように思います。

この便法としての虚偽性が薄いとの見解があるというのが問題になっておるわけで、これを削除すればいいんですが、そのように整理をさせていただいてよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、そのような整理でここはさせていただきます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは次に9ページ、の背任について御意見を賜りたいと思います。

<酒井委員>

この背任のところでは、常任・常務理事の背任行為でこの損害が、登記費用が発生したと書いてあるんですが、20年の部分はまた別の問題なので、一緒に書いてしまうとこの背任行為に付随して全部行われたように見えるので、整理したらどうかなと思います。

もともと20年の登記はしなくてもよかったのですから。

<馬場委員>

酒井委員の意見に賛成です。背任に書けるかどうかというのがちょっと難しいところなんでね、そのくくりで言うと。ただ、事実で言えば、平成20年3月31日の登記業務料の15万8,327円と同登記業務料の振込手数料630円については、現執行部が知っていて、そのことをさせたことになりますから、だからちょっとこれは分離して、背任にならなくて、のところぐらいになるかなという、ちょっと分けたほうがいい

んじゃないかなという気はします。

<西村委員長>

それでは、整理については正副委員長に一任を願います。
ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、次に、行為者。

これについても確認をいただいたこととします。

次に、それでは 9 ページ、(2)公社の意思決定形成過程、体制に関する事項、これについても一つずつ見ていきたいというふうに思います。

の常任・常務理事の兼職、いかがですか。御意見を賜ります。

<馬場委員>

その常任・常務理事の兼職の仕組みができたところも少し入れといたほうがいいんじゃないかなと。つまり、私もこの場で発言したんですが、住宅公社が営利を目的とするものかどうかというのは、異論があるところの人もおられますが、少なくとも土地開発公社の定款には、営利目的のものについては就任してはならないというふうに定めてますし、それを持ち回りで同一人が常務理事、常任理事を兼ねて、という仕組みをつくったということ自身が、これからの教訓、そういうことをつくってはならないというふうにしなければならぬわけなので、もう少し兼職の前に文章を入れていただいたらありがたいなと思います。

<西村委員長>

そのように整理をさせていただいてよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、そのような整理をさせていただきます。

文言については正副委員長に一任願います。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、次に 代表者印の管理について、御意見を賜ります。
よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたら、これはそのままということにします。

次に、 監査体制について、御意見を賜ります。

<吉田委員>

ここで書いたらいいんですか、さっきの J A の問題は。監査体制、ちゃんと見ていて、書類が出てくる。要は決算審査のみでありというのも問題なんですけれども、決算審査においてでさえ、残高証明書が事実でないものが出てくればわかるわけがないんで、それを出した経緯が J A はわからんと言う。市も金融機関も両方ともいいかげんやから起こったわけですね、これ。そういうことは明記していただきたいなと。市だけではなく、金融機関もいいかげん。

<西村委員長>

ここで書くか。事務局、意見ありますか。考えが。

<事務局係長>

それならば、ページが戻ってしまうんですけれども、事実経過、ページにすると7ページでございます。そのところに監査執行のことを述べております。ここで詳しく説明をしてはどうかと思います。

<吉田委員>

さっきそこで言ったら後にしろと言ったからここで言うてる。さっきそこに入れて言いましたよ、私。事実経過やから、こういう問題は後のところで書いたらどうだと言われたので、ここに入れてくれって言ってるわけですから。

<事務局長>

事務局としてはさっき（実体のない登記）のはそのつもりだったんですけれども。

<吉田委員>

どちらでもいいです。

<西村委員長>

そしたら、事実経過のところにJAの件は書くということで、よろしいですか。文言の整理については正副委員長に一任を願います。

また、次の委員会で最終確認をいただきますので、お任せをいただきたいと思います。

それでは次に、(3)、10 ページです、土地開発公社理事長及び住宅公社会長の責任に関する事項について、 の確認を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、 は原文のとおりとします。

認知後の対応、検討いただきます。

<馬場委員>

最初の結論のところがちょっと非常にやわらかいので、もうちょっと厳しく言うたほうが。市民への説明責任の上で問題があるというふうに、さらっと言われてるんですが、市民への説明責任を全く果たしていない問題があるというふうに、厳しく言うたほうがいいんじゃないかなと思います。

<西村委員長>

全く果たしていないという表現ですけれども。それに近い文言で、そしたら正副委員長で整理をさせていただきます。

<吉田委員>

またちょっと問題があるかもしれませんが。公表しなかったが隠し通す意図ではなかったと確認しましたかいね。それ以上追及できなかっただけで、皆さん全員がそう確認して納得されているのであればいいですけれども、私はそんな確認をしたつもりは全くないので、本人さんがそう言うてはるという表現に変えていただきたいと思います。

市長として隠すつもりはなかったんやと言っただけであって、そんなもん、僕、信じないですから。委員会として確認したら恥ずかしいと思いますけど。

<西村委員長>

そのような整理でよろしいですか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたら、ここも整理をさせていただくという形にいたします。

それから、ほかにはお気づきの点、ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ほかにはないようでございますので、この(3)についてはこの程度としたいと思います。

次に、今後の対策と再発防止。

<吉田委員>

すいません。一番初めの○だけやと思ったんで。2番目の○のところで、実体のない登記であることを知らせずにではなく、知らせないためにのほうか、本来適切ではないかなと思います。

11ページのほうですけれども、対策は何ら講じられていなかったと言わざるを得ない、ちょっと緩いかなと。そもそも事象の発生のところ、一定に及ぶ期間、不正な土地処理に気づかずにいたわけですが、気づいても同じような状況が続けていたわけですから、どちらかで書いていただきたいなと。10ページの事象の発生のところは、監督責任というか、一定の期間、気づかなかったわけですが、最後のほうは気づいてからも同じように続けているわけですね。そこをうまく書けないかなと思うんですけど。

<西村委員長>

これもそうしましたら、正副委員長に一任をして、次回の会議で確認をしていただくという形にしたいと思います。

<酒井委員>

最後の○なんですけど、公社の長が取るべき必要な措置は、登記の修復だけではなく防止策もとらなければならないのところ、これ、必要な措置として今回登記の修復がされたように読めるので、そうではなかったことがわかるように書いていただきたいと思います。

<吉田委員>

おっしゃるとおり。登記の修復だけしたから問題がある。

<西村委員長>

そのような考え方でよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

そしたらそのように訂正をしたいと思います。

ほかにはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、この程度といたします。

次に、12ページ5項、今後の対応策と再発防止対策について、まず見出しがありまして、見出しとその(1)公社の体制について、1項ずつ、御意見をいただきます。

1項、公社の体制について。

<馬場委員>

その体制以前の部分ですが、特別委員会ではと客観視して書いてるんですが、もうここは本特別委員会というふうに、主語にしたほうがいいんじゃないかなと思います。

<西村委員長>

それはそのとおりというふうに思います。そのように訂正をいたします。

ほかにお気づきの点、ございますか。

<吉田委員>

内容ではないんですけれども、のほうは、である、であるという形で文章になってるんですけれども、突然、「こと」に、何か箇条書きというか、体言止めみたいに変わってるんで、「こと」で通すんやったら、うまく通したほうが見ばえはよい。の途中から「こと」に変わっちゃってるんで。「ことが必要である」とかにするんやったら、それでもいいんで。

<西村委員長>

そのとおりやと思います。

はちょっと文章が長いんですけれども、統一が必要かというふうに思いますので、そのとおり直したいと思います。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、ないようでございますので、次に(2)監査について、御意見を賜ります。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、(2)については原文のとおりとします。

(3)不正事務の対応について、御意見を賜ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、このとおりで。

次に、(4)コンプライアンスについて、御意見を賜ります。

<酒井委員>

職員のコンプライアンスのことばかりが書かれているんですけど、根本的に市のトップのコンプライアンスの低さが問題だと思うんですね。隠ぺいするためにみずからも犯罪行為を行ったことの自覚が薄いんじゃないかなと思いますし、当時も自覚がなかっただけではなくて、その不正を指摘されたときのあの印象的な態度を見ますに、今も余り自覚されてないのではないかと思うので、そのあたりも問題になってくるのではないのでしょうか。

<西村委員長>

トップに及ぶような意見でございますが、これについて皆さんの意見を賜りたいと思います。

<吉田委員>

それはおっしゃるとおりで、書けるんやったら書いていただきたいなと思うんですけど、今回も事態が発覚したときに、市長が何とかせえと言うたんか、どう言うたんかわかりませんが、もとに戻して公表してないということですから、当時の告発も、背任の告発もされてないですし。内部通報制度を導入したところで、トップが握りつぶしたら意味ないわけですからね。そのあたり、トップのコンプライアンスというか、そういう姿勢に関しては書いていただきたいなと。

<馬場委員>

コンプライアンスの関係で、内部通報というと、何かチクるみたいな、あんまり上のいわゆる力がないということに言うてもしやあないんじゃないかという感じがするので、内部提案と、何かやっぱり情報公開的なものが必要だと思うんですね。だから、内部提案制度と情報公開というぐらいのことを図る言うて、そうやってやっぱりこの市の執行体制をガラス張りにしていくということが必要だと思います。

<西村委員長>

それぞれ内容について、尊重して取り入れるという形。

<事務局係長>

これについては少し説明をさせていただきます。他市でもやっております、職員のこのものを入れた方がよかったかなというふうに思っているんですが、職員の内部通報制度というのを定めておられまして、委員会組織をつくり、その委員会に通報し、委員会が調査をして、報告をするというような、そういう一連のものを要綱などでつくって、実施をされているということがございます。それを整理するべきではないかということを書いてあるものでございます。

<西村委員長>

中身については、そしたら取り入れることは取り入れるということでございます。文言についてはまた正副委員長にお任せをいただきたいと思います。

<吉田委員>

細かいことなんですが、法令順守の順って、違う「遵」。

[発言する者あり]

<吉田委員>

真っ当なほうをちゃんと使い続けたほうがいいと思います。

<西村委員長>

訂正をさせていただきます。

それから次に、(5)土地開発公社について、御意見をいただきます。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは次に(6)違法行為について、御意見を賜ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、これはこのままといたします。

次に 14 ページ、終わりに、でありますけれども、これを検討していただきたいと思います。よろしゅうございますか。

<吉田委員>

今後は、のところに、市長みずから身を律するとともにとか、市長に、を入れていただきたいと思います。

<馬場委員>

前段の 3 行めなんです、「提言を行う」というと、何かちょっと軽い表現になるので、「行うものである」にしたらいかがでしょうか。

<吉田委員>

主語が「特別委員会は」なので、特別委員会設置以来の長期にわたる調査で不透明な土地処理の事実を明らかにし、問題の所在を整理してきた、でいいんじゃないですか。本委員会はその結果を報告し、再発防止に向けた提言を行う。と分けたほうが。本委員会はで、明らかにし、整理し、行うでは、これから明らかにして整理せなあかんみたいな言葉になってくるので、一たん、してきた、と切らないといけないかなと思います。

<西村委員長>

それで、馬場委員、よろしいですか。

<馬場委員>

はい。

<西村委員長>

そしたらそのような整理をさせていただきます。

それと、あと吉田委員から意見が出ております、市長みずから身を律するという文言を入れることについてはどうですか。皆さんの御意見をいただきたいと思います。

<西口委員>

今後は、の間に市長を入れるというお話でしたけれども、今後は、公社職員の問題だけではなく、ここのあとに市長のことを入れるとすれば、入れてもいいんじゃないか、文章の流れとして、そういう表現でもいいんじゃないかなというふうに思います。

<西村委員長>

そうしましたら、とりあえず方向性としては入れるという形で、箇所、文言については。

<湊委員>

身を律しというような言葉は入れない。市長は身を律しとか言うたけど、そんなことは自分が身を律するだけの話であって、市長は、だけ入れてもらいたいらいいんと違いますか。

<西村委員長>

そしたら、表現、そして箇所については正副委員長に一任を願います。

<西口委員>

正副委員長に一任します。

<西村委員長>

それでは、この文章については、審査を済ませていただきました。

あと残るのは告発でございますが、最後に（検討）ということでございますので、告発について、御意見をいただきたいと思います。

<吉田委員>

調査特別委員会ということで、本来は責任追及ではない委員会ですが、調査をし、事実関係を解明するというのが責務の委員会なわけで、皆さん、特別職の公務員にとって、公務員の職務の遂行上、知り得た違法行為は当然告発義務があるというのが刑事訴訟法の規定です。弁護士さんの御意見で、必要的告発義務ではないということですが、政策的に裁量があるので、100%しなきゃいけないものじゃないということだったと思います。本来であれば、委員会で見つけたわけなので、委員会で告発するのが一番きれいかなという気はしておりますが、本来は公社の大きな問題であって、もともと私も一般質問させていただきましたが、このときに平成18年の取引が発覚をした段階で、公表して告発をすべきだったのではないかと質問したところ、市長はその件については法令遵守はできていなかったという答弁をされておりますので、この場合はもう一度市長にチャンスを与えるという意味で、公社の長あるいは市長が告発をすべきだという結論が最も妥当ではないかなと思っております。委員会としての提言書に入れたいただきたい。でなければ委員会として告発すべきだと思いますし、告発義務がある以上は、しない場合にはなぜしなかったのかの説明責任が必ず問われてくる場所ですので、ここは市がすべきなので委員会としてはしない。市が、あるいは市長が、公社の理事長がすべきだということを、最後、13ページ、違法行為についてのところに入れるか何かという形でしていただくのが一番きれいじゃないかなと思っております。

<西村委員長>

はい。ほかに御意見を伺います。

<馬場委員>

我々の側としては、やっぱり政治的、道義的責任を大きく問うて、執行部側にちゃんとそういう対処をなささいというふうなことをやっぱり言うべきだと思います。以上です。

<西村委員長>

ほかに。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

それでは、そういうまとめでやりたいというふうに思います。

文言について、それから入れるページ数についてはまた正副委員長に一任を願います。

それではほかに、何か全体的に御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

<西村委員長>

ないようでございますので、本日はこの程度としたいというふうに思います。

あと、次の日程でございますけれども、きょう、相当の修正が出ました。次の委員会を8月8日水曜日の午後、もしくは10日の金曜日の午前、その二つを予定しておりますが、御都合の悪い日がございましたら。

<馬場委員>

8日の午後はちょっと都合が悪いので。8日は午前、午後は都合が悪いです。

<西村委員長>

そしたら、10日の午前でよろしいですか。

そしたら、次の委員会は8月の10日、金曜日、午前10時から開議することといたします。

事務局、何か連絡ございますか。

ないようです。

それでは、慎重審議をいただきまして、大変御苦労さんでございました。これにて委員会を閉じたいと思います。大変御苦労さんでございました。

(閉 会)

散会 11:13